令和5年7月7日からの大雨による災害において被災されたお客さまへ

令和5年7月7日からの大雨による災害において被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して、下記の通りのお取扱いを 実施しておりますのでご案内致します。

何卒、お気軽にご相談いただきますよう、お願いいたします。

記

[令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法適用地域]

| 適用日 | 県 | 市区町村 |
|-------|-----|---------------------------------|
| 7月8日 | 島根県 | 出雲市 |
| | 佐賀県 | 佐賀市・唐津市・伊万里市 |
| | 大分県 | 中津市・日田市 |
| | 福岡県 | 久留米市・八女市・筑後市・うきは市・朝倉市・菰苅川市・朝倉郡筑 |
| | | 前町・朝倉郡東峰村・八女郡広川町・田川郡添田町 |
| 7月12日 | 富山県 | 富山市・高岡市・小名前市・南砺市 |
| | 石川県 | <u>河北郡津幡町</u> |
| 7月14日 | 秋田県 | 秋田市・能代市・男鹿市・潟上市・大仙市・北秋田市・仙北市・北秋 |
| | | 田郡上小阿仁村・山本郡藤里町・山本郡三種町・山本郡八峰町・南秋 |
| | | 田郡五城目町・南秋田郡八郎潟町・南秋田郡井川町・南秋田郡大潟村 |
| | 青森県 | 西津軽郡深浦町 |

※2023年8月9日現在(最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください)

1. 預金のお取引

(1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、10万円を上限にお支払をいたします。

※お届出印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。

- (2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。
- (3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合も窓口にてご相談下さい。
- (4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

2. 融資のお取引

既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談下さい。 ※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。

一 東北労働金庫 -